

# 相模原市火災予防条例の改正に伴う 林野火災に関する注意報及び警報の発令期間、発令基準 及び屋外における火の使用の制限の対象区域(案)について

## 【発令期間】

林野火災(山林、原野等における火災をいう。以下同じ。)に関する注意報及び警報の発令対象期間は、1月から5月までとします。

## 【発令基準】

### ・林野火災に関する注意報

次のいずれかに該当する場合

- ①直近の3日間の合計降水量が1mm以下であって、直近の30日間の合計降水量が30mm以下の場合
- ②直近の3日間の合計降水量が1mm以下であって、乾燥注意報が発表された場合

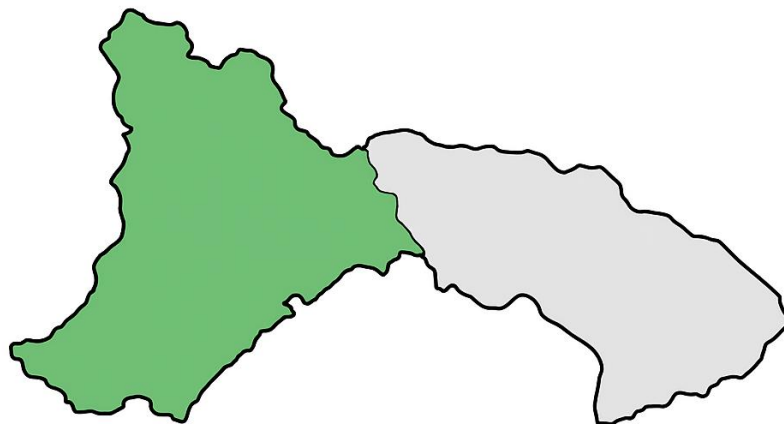
### ・林野火災に関する警報

林野火災に関する注意報の発令基準を満たし、かつ、強風注意報が発表された場合

## 【屋外における火の使用の制限の対象区域】

林野火災に関する注意報及び警報の発令期間に係る屋外における火の使用の制限の対象となる区域は、次のとおりとします。

屋外における火の使用の制限の対象となる行為は火入れ、たき火などが対象となります。



対象区域 : 緑区の一部(城山地区、津久井地区、相模湖地区及び藤野地区)

非対象区域 : 中央区、南区及び緑区の一部(橋本地区及び大沢地区)